

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	喬木村

## 喬木村鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 喬木村生活環境課環境林務係  
所在地 長野県下伊那郡喬木村 6664 番地  
電話番号 0265-33-5127  
FAX番号 0265-33-4511  
メールアドレス syokorin@vill.takagi.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、 ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	喬木村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
ニホンジカ	水稲、野菜、果樹、ヒノキ、キノコ	178.5	8,952
イノシシ	水稲、野菜 (イモ類)、タケノコ	52.0	3,735
ニホンザル	野菜、果樹、キノコ	被害微小	1
ツキノワグマ	ヒノキ、スギ	15.3	2,908
ハクビシン	野菜、果樹	0.8	1,265
タヌキ	野菜、果樹	被害微小	被害微小
アライグマ	野菜	被害微小	被害微小
カラス	果樹	7.5	3,850
計		254.1	20,711
その他 (鳥類)	水稲、果樹等		4,479
合計		254.1	25,190

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

※その他にも記入し、管内全体被害数値を合計で示すこと。

※県に定期報告した数値と整合させること。

(2) 被害の傾向

- ①ニホンジカ被害は12月から4月にかけてヒノキ枝葉の食害、樹幹部の剥皮害など、6月から11月にかけて水稲、村の特産品である果樹への被害が発生しており、野生鳥獣被害額の中で最大のものとなっている。
- ②イノシシ被害は8月から10月にかけて水稲の食害や踏み荒らし、4月から5月にはタケノコの掘り起こし、年間を通して野菜の食害等が発生しており、年により増減があるものの村内各地で被害が継続している。
- ③ニホンザル被害は氏乗地区に群れが定着し、野菜、キノコ類を中心に被害が発生している。氏乗地区の周辺地区への小集団による被害が見受けられるようになり、年間を通して有害鳥獣駆除体制をとっている。
- ④ツキノワグマ被害は4月から11月にかけてヒノキ、スギなど樹幹部の剥皮害のほか、近年は人家近くのミツバチ巣箱や栗の被害が発生しており、人身被害の危険性が高まっている。
- ⑤ハクビシン、タヌキ及びアライグマ被害は野菜、果樹を中心とした農作物被害が発生しており、年間を通して村内全域で発生している。
- ⑥カラス被害は6月から11月にかけて特産であるリンゴ、ナシなど果樹被害が発生しており、7月から9月にかけて集中的に駆除を実施してきたが、効果が上がらないため、近年は実施を見合わせている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積(ha)	金額（千円）	被害面積(ha)	金額（千円）
ニホンジカ	178.5	8,952	142.8	7,162
イノシシ	52.0	3,735	41.7	2,989
ニホンザル	被害微小	1	被害微小	被害微小
ツキノワグマ	15.3	2,908	12.2	2,326
ハクビシン	0.8	1,265	0.6	1,012
タヌキ	被害微小	被害微小	被害微小	被害微小
アライグマ	被害微小	被害微小	被害微小	被害微小
カラス	7.5	3,850	6.0	3,080
計	254.1	20,711	203.3	16,569

- (注) 1 2（1）で掲げた主な鳥獣について、被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	狩猟免許の新規取得者を支援し、有害鳥獣捕獲体制の整備に取り組んできた。	大規模防護柵の内側（集落側）に生息する対象鳥獣の捕獲が不可欠だが、駆除隊員の高齢化、担い手不足などにより駆除活動の継続が困難になる可能性がある。
防護柵の設置等に関する取組	個人が設置する防護柵の支援、村が設置した大規模防護柵の維持管理に取り組んできた。	防護柵の効果を十分発揮させるため、適切に維持管理する必要がある。
生息環境管理その他の取組	里山整備事業を実施することにより、山林と集落の間における緩衝帯の設置に取り組んできた。	数年経過すると、藪が復活してくるため、定期的な緩衝帯の整備が必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

大規模防護柵を適切に維持管理するとともに、農地など特に守るべき土地などは個人が設置する防護柵により守りを固め、獣を誘引しない知識を周知徹底するとともに、鳥獣被害対策実施隊による個体数調整により被害軽減を図る。  
また、隣接する豊丘村と合同による第一種のための捕獲活動により、捕獲活動の効率化を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

喬木村猟友会員を構成員とした喬木村鳥獣被害対策実施隊に、対象鳥獣の捕獲を依頼している。

実施隊は駆除班を組織しており、班長から隊長を通して捕獲実績等を報告する体制をとっている。

平成25年4月20日「喬木村鳥獣被害対策実施隊」を設置。

令和4年3月からは、隣接する豊丘村と第一種限定の捕獲活動を実施している。

当該年の捕獲従事者安全講習受講済みの者を、対象鳥獣捕獲員に任命する。

必要に応じて農林業関係者等による、わなの見回り、連絡等のサポートを依頼し、対象鳥獣捕獲員の身体的負担の軽減を図る。

大型獣を捕獲する際、ライフル銃使用が必要となる場合がある。

現地状況により、捕獲実績向上のため、射程距離が長く命中精度が高いライフル銃を使用する必要があるため、銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン タヌキ アライグマ カラス	○報奨金による捕獲の推進 ○新規狩猟免許取得者への補助金交付 ○くくりわなの配布、捕獲技術支援 ○地域リーダーの育成
6	〃	〃
7	〃	〃

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマについては、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、現状に応じた捕獲計画とする。
ニホンザルについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき、専門家の助言をいただきながら加害個体を特定した捕獲計画とする。
ハクビシン、タヌキ、アライグマ及びカラスについては、被害状況に応じた捕獲計画とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	130頭	130頭	130頭
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
タヌキ	必要数	必要数	必要数
アライグマ	必要数	必要数	必要数
カラス	30羽	30羽	30羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
①ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカラスについては、銃又はわなによる捕獲を通年実施する。
②ツキノワグマについては、銃又はわなによる捕獲を被害状況に応じて実施する。
③ハクビシン、タヌキ及びアライグマについては、わなによる捕獲を通年実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型獣を捕獲する際、ライフル銃使用が必要となる場合がある。現地の状況により、捕獲効果向上のため、射程距離が長く命中精度が高いライフル銃を使用する必要がある。</li> <li>このため銃所持者の熟練者を中心にライフル銃使用可能者を育成し、捕獲体制の強化を図る。</li> <li>・人材育成のため、村と連携して、ライフル銃安全射撃訓練施設環境整備に取り組む。</li> <li>・ライフル銃による有害鳥獣捕獲実施時期は、落葉期（晩秋から冬期）を基本とし、原則として隊員による巻き狩り方式で実施する。また、実施に当たっては安全確保を最優先とする。</li> </ul>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
喬木村全域	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ ハクビシン	電気柵 200m	電気柵 200m	電気柵 200m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ	業者委託による防護柵の巡視及び修繕を年2回実施	業者委託による防護柵の巡視及び修繕を年2回実施	業者委託による防護柵の巡視及び修繕を年2回実施

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン タヌキ アライグマ カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣捕獲活動の実施</li> <li>・ 防護柵の設置、維持管理</li> <li>・ 猟友会くくりわな等の購入、配布支援</li> <li>・ 被害対策の調査、防止に関する知識の普及</li> <li>・ 緩衝帯整備、里山整備</li> <li>・ 放置果樹等の除去</li> </ul>
6	"	"
7	"	"

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

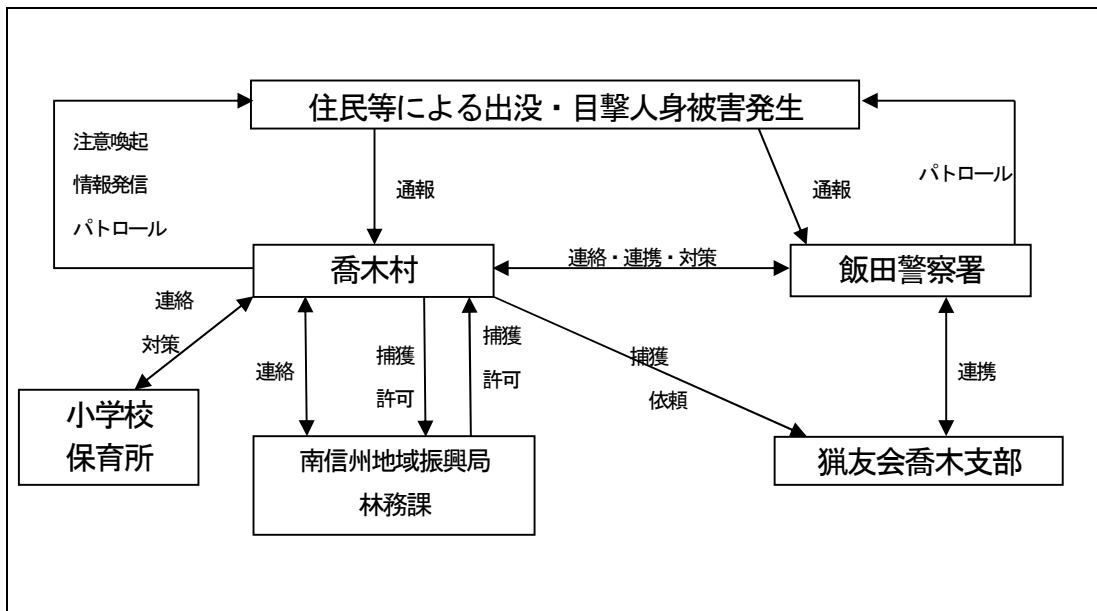
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
喬木村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民への注意喚起</li> <li>・ 周辺パトロール、緊急情報メール配信、防災無線の放送</li> <li>・ 住民の避難誘導</li> <li>・ 猟友会、警察への捕獲依頼</li> <li>・ 関係機関への連絡</li> </ul>
南信州地域振興局林務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣捕獲許可の迅速な対応を図る</li> <li>・ 関係機関への連絡</li> </ul>
飯田警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺パトロールの実施</li> <li>・ 猟友会等と連携し鳥獣を捕獲</li> </ul>
実施隊・猟友会喬木支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察等と連携し鳥獣を捕獲</li> </ul>



- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

できるだけ自家消費とするが、困難な場合は捕獲現場で埋設処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	自家消費のみ

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等として安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

村内に加工処理施設が無い場合、基本的には自家消費が主流である。  
隣接する市町村にも加工処理施設が無い場合、当面食肉としての利用は考えていない。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。  
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

10. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	喬木村野生鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
農業改良普及員	地区内の有害鳥獣駆除に関する連絡調整
鳥獣保護員	地区内の有害鳥獣駆除に関する連絡調整
農業委員会	地区内の有害鳥獣駆除に関する連絡調整
喬木村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣類の駆除
J Aみなみ信州喬木支所	有害鳥獣類の予察
下伊那園協喬木支部	有害鳥獣類の予察
役場	地区内の有害鳥獣駆除に関する連絡調整
村議会	地区内の有害鳥獣駆除に関する連絡調整
村8区及び自治会	有害鳥獣類の予察
小川耕地財産区	有害鳥獣類の予察
飯伊森林組合北部支所	有害鳥獣類の予察

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南信州野生鳥獣被害対策チーム	適切な被害防除対策の指導と実施
南信州野生鳥獣保護管理対策協議会	各市町村等の連携及び広域的な被害対策等の連絡調整
野生動物対策センター（信大農学部）	適切な被害防除策の指導、協力
他地区の対策協議会等	実践面での助言、協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 25 年度に喬木村鳥獣被害対策実施隊を設置済み。 隊長（村猟友会長）の指揮のもと、喬木村役場職員及び喬木村猟友会員（第 1、第 2 種狩猟免許及び網・わな猟免許所持者）により組織し、鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣の捕獲及び駆除、被害調査等を行う。 隊員数；30 名
--

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

3 月に管内全体で実施される安全講習会の受講者を、実施隊員として任命している。 有害鳥獣活動の様子を広く周知し、関心を高める等、資格取得への意欲向上を図る。
---

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

11. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・南信州野生鳥獣被害対策チームと連携した「野生動物の生態、被害対策」などの普及活動（地元説明会、現地調査）を被害集落で実施し、集落ぐるみの具体的な行動を促す。
- ・非農家を含め、住民への被害状況とその対策について周知徹底する。
- ・防護柵やわな等の適正な設置、維持管理の指導を行う。
- ・喬木村鳥獣被害対策実施隊への理解周知と協力者、担い手を育成する。
- ・隣接市町村との情報交換により、被害の未然防止を図る。
- ・豊丘村との合同有害鳥獣捕獲活動を実施することにより、広域的な被害防止対策を推進する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。